

## 第6章 事業承継等に係る認可の制度

### 1 建設業許可の事業承継・相続について —法第17条の2・第17条の3—

#### 【概要】

令和2年10月1日から、建設業許可に関する事業承継及び相続に関する制度が新設されました。改正以前の建設業法（以下「法」という。）では、建設業者が事業譲渡・合併・分割（以下、「事業承継」という。）を行う時には、従前の建設業許可を廃業し、新たに建設業許可を新規申請する必要がありました。この場合、廃業日から新たな許可日までの間に、建設業（軽微な工事を除く。）を営むことのできない空白期間が生じるという不利益が生じていました。

改正法では、事業承継を行う場合はあらかじめ事前の認可を、相続の場合は死亡後30日以内に相続の認可を受けることで、空白期間を生じることなく、承継者及び相続人が、被承継者及び被相続人における建設業者としての地位を承継することが定められました。

※認可制度も申請主義のため、認可を受けない（又は受けられない）場合は、従前の方法（廃業、新規申請）によることとなります。

○「建設業者としての地位の承継する」とは（国土交通省建設業許可事務ガイドラインより）

「法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなる。このため、建設業者としての地位の承継人は、被承継人の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなる。一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではない。」

※相続において同様。（承継人は相続人、被承継人は被相続人に読み替えてください。）

#### 【承継の種類】

申請区分		説明
1	<b>譲渡及び譲受け</b> 〈法第17条の2第1項〉 〔・代替わり〕 〔・法人成り〕	建設業許可業者を含む複数の事業者間で、建設業に関する事業の全部譲渡が行われる場合 ※個人事業主が生前に行う事業承継（代替わり等）、個人事業の法人化（いわゆる「法人成り」）も含みます。
2	<b>法人の合併</b> （新設合併、吸収合併） 〈法第17条の2第2項〉	建設業許可業者を含む複数の事業者間で、既許可業者の消滅を伴う企業合併（新設）又は吸収合併が行われる場合
3	<b>法人の分割</b> （新設分割、吸収分割） 〈法第17条の2第3項〉	建設業許可業者が、企業分割によって建設業部門を引き継ぐ新たな建設業者を新設する、もしくは複数の事業者間で、建設業に関する事業が吸収分割により全部譲渡される場合
4	<b>相続（個人事業に限る。）</b> 〈法第17条の3〉	建設業者である個人事業主が死亡後、他の個人事業主への相続が行われた場合

## 2 承継の要件

承継の認可を受けるためには、以下の全てに該当していることが必要です。

### ① 承継の事実が発生する前（相続は死亡後30日以内）に申請を行い、認可を受ける

ア 相続以外の承継（事業譲渡、合併、分割）は、「あらかじめ」認可を受ける必要があります。

承継の事実が発生した後に遡って認可することはできません。遅くとも、承継の事実発生日の40日前までに申請を完了させてください。不足書類がある場合、受付は一切できません。

イ 相続については、必ず、被相続人（許可を受けている個人事業主）の死亡後30日以内に申請を行ってください。

※承継の申請を取り下げたり、承継の事実が発生しないことが確定（事業譲渡契約の解除等）したりした場合、その時点で被承継人や承継人が受けていた許可の有効期間が満了していると、従前の許可を更新することはできません。

### ② 事業譲渡等によって、建設業の全部を承継人に承継させる

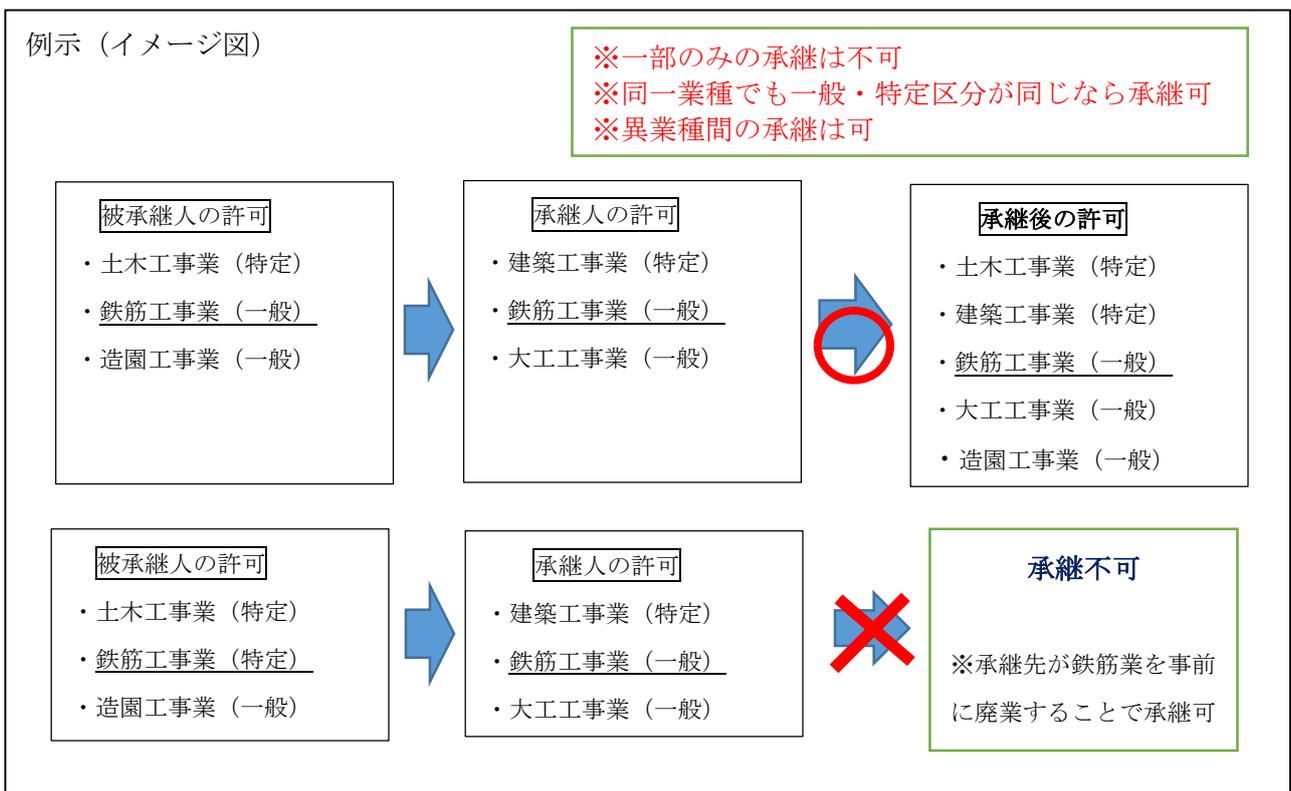
被承継人が営んでいた建設業の全部を承継人に承継させる場合に限り、許可の承継が可能です。被承継人が営んでいた一部の業種のみを承継させることはできません。

なお、認可申請の前に一部の業種を廃業し、残った業種を全て承継させることは差し支えありません。

### ③ 被承継人と承継人が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じ

1つの業者が同一の業種について一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。被承継人と承継人が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じときに限り、許可の承継が可能です。

※認可を受けるためには、この要件を満たすよう、事前に業種の変更等の手続きが必要です。



#### ④ 承継後の全ての業種について、承継人が許可の要件を満たすこと

承継人の業者は、承継後に有することになる全ての業種について、専任技術者の配置をはじめとする許可の要件（基準）を満たす必要があります。

#### ⑤ 専任技術者は、原則として、承継の前後で変更がない ※相続を除く

専任技術者を変更する場合、変更手続きを済ませてから承継の申請を行ってください。なお、認可前にやむを得ず専任技術者を変更した場合は、変更日から2週間以内に変更届を提出してください。（※認可でない場合もあります。）

（相続の場合）

相続開始の時に、「専任技術者に係る要件」を満たしているという前提の下、

- ① 「建設業の相続人」は、承継後の建設業の専技になることができる。
- ② 「建設業の相続人」ではない者については、相続開始前に承継の目的となる許可業者にいた者（従業員）に限り認める。

※被相続人の死亡の日において、専技要件を満たさない者は、被相続人の営んでいた建設業を切れ目なく営むことはできないことから承継不可

※その他、承継・相続認可は、会社法（譲渡・合併・分割）、民法（相続）等関係法令上の手続きが行われている（行われる）ことが前提となります。（関係事業者間の契約、株主総会の議決、全員の同意（相続）、税法上の手続き・・・）

### 3 認可申請の手続

#### (1) 手続の流れ

※①は相続を除く。

- ① 申し出・事前打ち合わせ（土木部監理課） → （譲渡契約等） → ②認可申請書提出  
→ ③受付（窓口）・審査 → ④認可・通知 → （承継の効力発生） → ⑤後日提出資料の提出

#### (2) 認可申請の受付等

##### <事業承継>

- ・事前相談 随時 ※事前に電話予約要。
- ・申し出、事前打ち合わせ できる限り早めに行ってください。
- ・申請受付 **承継予定日の40日前まで**（補正期間を考慮し早めに申請してください。）

※承継人及び被承継人が建設業許可業者である場合、承継予定日は、それぞれの有効期間が満了する日の40日前よりも前の日であることを要します。認可の前に許可の有効期間が経過する場合は認可できません。

※補正に時間を要すると、承継予定日までに認可ができなくなる場合もあります。

##### <相続>

- ・申請受付 **被相続人の死亡後30日以内**（受付期間）

※受付期限の日が窓口閉庁日の場合は翌開庁日までとします。受付期間後は一切受付できません。

※相続人が複数いる場合は、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに同意する旨の確認資料（同意書等）が必要です。

※相続しない場合や、被相続人の死亡時点で許可要件を満たさなくなった場合は、廃業届の提出が必要です。

### (3) 標準処理期間

申請書受付後40日とします。(補正期間を除く。) ※許可に準じる。

### (4) 提出部数及び提出方法

提出部数は正本1部です。提出方法は郵送又は直接持参によります。

### (5) 申請手数料

手数料は発生しません。

### (6) 申請者等

申請区分	申請者	申請書の様式
譲渡及譲受け (法人成り、代替わりを含む。)	承継人 = 譲受人 被承継人 = 譲渡人	様式第22号の5
合併 (新設合併、吸収合併)	承継人 = 合併存続法人 被承継人 = 合併消滅法人	様式第22号の7
分割 (新設分割、吸収分割)	承継人 = 分割承継法人 被承継人 = 分割被承継法人	様式第22号の8
相続 (個人事業主に限る。)	相続人本人	様式第22号の10

○長崎県知事へ認可申請できる者は、承継人(相続人)及び被承継人(被相続人)の全てが長崎県知事許可業者であるか、又は建設業を営む営業所が長崎県内にのみあるものである場合に限り、(合併や分割等において、被承継人が複数ある場合においても、その全員について同じ。)

(合併や分割等において、被承継人が複数ある場合においても、その全員について同じ。)

※承継人(相続人)又は被承継人(被相続人)のうち、いずれか1人でも、長崎県以外の許可を受けた建設業者である場合は、国土交通大臣の認可が必要となります。この場合、承継人の主たる営業所の所在する都道府県を所管する地方整備局へ認可申請を行う必要があります。

※長崎県知事の許可業者で、国土交通大臣へ認可申請を行った場合は、その後速やかに長崎県知へ届出てください。(譲渡等：様式22-9, 相続：様式22-12号)

#### 【注意事項】

##### ○個人事業主が法人に成り代わる「法人成り」(譲渡及び譲受け)の場合

当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書を添付する必要があることなどから、(原則) 法人設立後に個人事業主(譲渡人)と法人(譲受人)の連署で認可申請してください。

※経営管理責任者及び専任技術者が承継予定日の前に法人へ移籍した場合、その時点で個人事業主は許可基準を満たさなくなるため、移籍(社会保険加入等を含む。)は承継日付で行ってください。

※法人の開業予定日は承継予定日としてください。(承継日の前日までは個人事業主としての許可が有効なため)。

※認可を受けた場合、被承継人の廃業届(法第12条)の提出は不要です。(以下同じ)

##### ○親から子への「代替わり」(譲渡及び譲受け)の場合

承継時点で、経營業務の管理責任者の変更(従前の者と異なる者)は可能ですが、専任技術者は従前の者が常勤であることが必要です。

※専任技術者の移籍については法人成りの場合と同様です。

※被承継者の廃業日は承継予定日の前日付、承継者の事業開始予定日は承継予定日としてください。(承継日の前日までは被承継者(親)の許可が有効なため)。

## (7) 許可番号

原則として、被承継人の許可番号を使用します。承継前から承継人が長崎県知事許可を受けている場合は、被承継人と承継人の許可番号のどちらを使うか選択できます。どちらを選択するかは認可申請書に記載してください。（一度選択した許可番号は変更できません。）

## (8) 承継後の許可の有効期間

承継日から承継人の許可が有効になります。なお、認可による許可の有効期間の起算は、承継前に被承継人及び承継人が受けていた許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日（相続は認可日）の翌日から5年間とされています。

※相続人が認可申請した場合は、被相続人の死亡日から認可を受ける日又は認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人が受けた許可は、相続人が受けた許可とみなされます。

（例示：相続以外）

・認可日	R5.4.17
・承継日	R5.5.1
・許可の有効期間	R5.5.1～R10.5.1

（例示：相続）

・死亡日	R5.4.17
・認可日	R5.5.30
・許可の有効期間	R5.5.30～R10.5.30

## (9) 認可の通知

認可通知書は全ての申請者に対して、許可の場合と同様、直接郵送します。

認可通知書の再発行や認可証明書の発行はできません。（承継後「建設業許可証明書」は発行できません。）

## (10) 認可の拒否

申請内容が認可の要件や許可の基準に適合していない場合は、認可はできません。

## (11) 認可の条件

認可通知書には、認可に係る法定書類の提出など、必要な条件を付することとします。

## (12) 認可の基準

許可の基準と原則同様に取り扱います。

## (13) 認可申請の取下げ

### ①譲渡及び譲受け、合併、分割の場合

- ・認可申請を取り下げようとする場合には、認可申請の取下げ願い（別紙 11）を提出してください。（申請書は返却します。以下、取下げにおいて同じ。）
- ・認可通知後に認可を辞退する場合又は申請した内容に変更がある場合には、認可の取下げ願い（別紙 14）を提出してください。

### ②相続の場合

- ・認可申請を取り下げようとする場合には、認可申請の取下げ願い（別紙 16）を提出してください。

※取下げ願い等、様式はホームページに掲載しています。

## 4 認可後の届出(後日提出資料)

### (1)承継人は、承継の認可を受けた後、以下の書類を提出してください。

提出期限内に書類に提出がない場合、許可基準を満たさないこととなり、許可を取り消すことがありますので十分留意してください。

- ① 事業譲渡の譲受人、合併存続法人、吸収分割に係る分割承継法人及び相続人（相続認可申請時に提出済みの場合を除く。）

提出書類	提出期限
健康保険等の加入状況（様式第7号の3）	承継の日（相続は認可日）から2週間以内
健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入の確認資料	承継の日（相続は認可日）から2週間以内
常勤役員等、専任技術者の常勤確認資料	承継後速やかに
その他、承継後の提出を認可時に指示された資料（該当がある場合のみ）	指示された期限内

- ② 合併新設法人、新設分割に係る分割承継法人

提出書類	提出期限
健康保険等の加入状況（様式第7号の3）	承継の日から2週間以内
健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入の確認資料	承継の日から2週間以内
常勤役員等、専任技術者の常勤確認資料	承継後速やかに
財務諸表	承継後速やかに
定款	承継後速やかに
事業税の納税証明書	承継後速やかに
履歴事項全部証明書	承継の日から30日以内
営業の沿革（様式第20号）	承継の日から30日以内
所属建設業者団体（様式第20号の2）	承継の日から30日以内
その他、承継後の提出を認可時に指示された資料（該当がある場合のみ）	指示された期限内

### (2)決算変更届の提出

承継後（相続は認可後）は、許可の規定により必要な各種届出を行ってください。

なお、承継時点で被承継人の決算変更届（決算報告）が未提出の場合、承継人が届出義務を承継しますので、期限まで（被承継人の決算日から4か月以内）に提出してください。

- ・届出者：承継人
- ・工事経歴書等：被承継人の事業に関するもの（事業税の納税証明書を含む。）